

実施機関番号(栃木県)

市町村名	特定疾患 治療研究事業	
各市町	51.09.601.4 (自己負担なし)	※ 51.09.601.4については、平成26年12月診療分までの取扱い
	51.09.602.2 (自己負担あり)	

市町村名	小児慢性特定疾患 治療研究事業	
県内各市町	52.09.601.3	※ 52.09.601.3については、平成26年12月診療分までの取扱い
宇都宮市	52.09.602.1	※ 52.09.602.1については、平成26年12月診療分までの取扱い

市町村名	乳幼児医療	重度心身	ひとり親	妊産婦	
宇都宮市	60.09.001.6	81.09.001.1			
足利市	60.09.002.4				
栃木市	60.09.003.2	81.09.003.7			
佐野市	60.09.004.0				
鹿沼市	60.09.005.7	81.09.005.2			
小山市	60.09.008.1	81.09.008.6			
真岡市	60.09.009.9				
大田原市	60.09.010.7				
矢板市	60.09.011.5			83.09.011.8	
那須塩原市	60.09.013.1				
さくら市	60.09.014.9				
那須烏山市	60.09.015.6				
下野市	60.09.016.4	81.09.016.9			
日光市	60.09.017.2	81.09.017.7			
上三川町	60.09.051.1				
上河内町	60.09.053.7				H19.3.31まで(市町村合併)
河内町	60.09.054.5				H19.3.31まで(市町村合併)
西方町	60.09.055.2				H23.9.30まで(市町村合併)
二宮町	60.09.060.2				H21.3.22まで(市町村合併)
益子町	60.09.061.0				
茂木町	60.09.062.8		82.09.062.2		
市貝町	60.09.063.6				
芳賀町	60.09.064.4	81.09.064.9	82.09.064.8		
壬生町	60.09.065.1				
野木町	60.09.068.5				
大平町	60.09.069.3				H22.3.29まで(市町村合併)
藤岡町	60.09.070.1				H22.3.29まで(市町村合併)
岩舟町	60.09.071.9				H26.4.30まで(市町村合併)
都賀町	60.09.072.7				H22.3.29まで(市町村合併)
塩谷町	60.09.074.3				
高根沢町	60.09.076.8				
那須町	60.09.080.0		82.09.080.4	83.09.080.3	
那珂川町	60.09.088.3		82.09.088.7	83.09.088.6	

【県の事業の上乗せ分】

市町村名	乳幼児	
宇都宮市	80.09.001.2	(小学校1年生から小学校6年生) (中学校1年生から18歳に達する日の最初の3月31日まで) 平成27年3月診療分までの取扱い
	80.09.101.0	
足利市	80.09.002.0	平成27年3月診療分までの取扱い
栃木市	80.09.003.8	
佐野市	80.09.004.6	
鹿沼市	80.09.005.3	
小山市	80.09.008.7	
真岡市	80.09.009.5※	
	80.09.109.3	
大田原市	80.09.010.3	(小学校1年生から小学校6年生)※ 80.09.009.5については、令和5年3月診療分までの取扱い (中学校1年生から中学校3年生) 平成27年3月診療分までの取扱い 令和4年4月診療分からの取扱い
	80.09.110.1	
矢板市	80.09.011.1	平成27年3月診療分までの取扱い
那須塩原市	80.09.013.7	
さくら市	80.09.014.5	
那須烏山市	80.09.015.2	
日光市	80.09.017.8	
上三川町	80.09.051.7	
益子町	80.09.061.6	
茂木町	80.09.062.4	平成27年3月診療分までの取扱い 平成28年7月診療分からの取扱い
	80.09.162.2	
市貝町	80.09.063.2	平成27年3月診療分までの取扱い 平成28年7月診療分からの取扱い
	80.09.163.0	
芳賀町	80.09.064.0	H26.4.30まで(市町村合併)
壬生町	80.09.065.7	
野木町	80.09.068.1	
岩舟町	80.09.071.5	
塩谷町	80.09.074.9	
高根沢町	80.09.076.4	
那須町	80.09.080.6	
那珂川町	80.09.088.9	平成27年3月診療分までの取扱い 平成28年7月診療分からの取扱い
足利市	80.09.102.8	
鹿沼市	80.09.105.1	
那須塩原市	80.09.113.5	
下野市	80.09.116.8	

市町村名	特定医療費	
	(既認定者)	(新規認定者)
各市町	90.09.501.9	90.09.601.7